東京23区→兵庫県



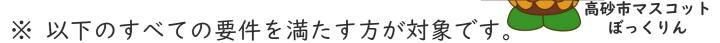
移住+就業or起業で

はばタン

兵庫県マスコット

最大100万円!





- ○直近5年以上、東京23区に在住または在勤していた方
- ○2019年4月1日以降に兵庫県に移住し、5年以上継続居住される 意思のある方
- ○ひょうごで働こう!マッチングサイトに掲載されている 移住支援金対象求人に新規就業された方 または ふるさと起業・移転促進事業 (東京23区枠) の交付決定を受けた方













詳しくは「ひょうごで働こう!マッチングサイト」または県ホームページをご覧ください。



ひょうごで働こう! マッチングサイト スマホ・PCからアクセス!



兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業

兵庫県地域創生戦略に基づき、県内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消 に資するため、兵庫県及び県内市町が協働して、東京圏から県内へ移住した者に移住支援金を交付 します。 兵庫県内では、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、播磨町を除く県下36市町で実施しています。

- 兵庫県内では、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、播磨町を除く県下36市町で実施しています。 	
支 給 金 額	世帯で移住する場合、100万円 単身で移住する場合、50万円
	下記のいずれかに該当する者 ①住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと ②住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏(条件不利地域除く)に 在住し、かつ、住民票を移す3ヶ月前の時点において、連続して5年以上、 雇用保険被保険者として東京23区に通勤していたこと
移住元に関する要件	 ※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ※条件不利地域:東京都の檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村、埼玉県の秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、千葉県の館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、神奈川県の山北町、真鶴町、清川村
移住先に関する要件	下記の全ての要件を満たすこと ①2019年4月1日以降に転入したこと ②申請時において転入後3ヶ月以上1年以内であること ③移住先に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること
その他の要件	下記の全ての要件を満たすこと ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者 の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること ③その他兵庫県または事業実施市町が不適当と認めた者でないこと
世帯に関する要件	下記の全ての要件を満たすこと ①2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと ②2人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること ③世帯員全員が2019年4月1日以降に転入したこと
就職に関する要件	下記の全ての要件を満たすこと ①就業先が、ひょうごで働こう!マッチングサイトに移住支援金対象として掲載されている求人であること ②3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと ③週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職3ヶ月以上であること ④当該求人への応募日が、ひょうごで働こう!マッチングサイト掲載日以降であること ⑤就業先に、申請日から5年以上継続して勤務する意思があること ⑥新規の雇用であること
起業に関する要件	年以内に兵庫県が実施する「ふるさと起業・移転促進事業(東京23区枠)」 の交付決定を受けていること
申 請 方 法	申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口に申請してください (洲本市は、2020年度から事業開始予定です)

※受給市町から転出した場合、対象の職を辞した場合などには、移住支援金の一部または全部の 返還が求められます。

【お問い合わせ先】兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課(078-362-9168)

【高砂市へのお問い合わせ先】高砂市こども未来部未来戦略推進室(079-441-9904)